

企画提案指示書（航空貨物輸送網強化事業委託業務）

1 委託事業名

航空貨物輸送網強化事業委託業務

2 業務の目的

航空貨物輸送網の強化による航空ネットワークの維持・拡充や、物流の「2024年問題」、道内を取り巻く物流課題を踏まえた新たな輸送のあり方について検討するため、小型機を活用した航空貨物輸送の実証事業を行う。

3 業務の内容

道内地方空港を発着する小型機（コンテナを積載できない機材）のベリー（床下スペース）などを活用して、以下のとおり実証事業を実施する。

（1）事業実施に係る要件の検討・選定等

ア 輸送商品の検討・選定

本事業において航空貨物輸送を行う商品について選定を行う。輸送商品については、道内で生産される農畜水産品や加工品等とし、付加価値の高い商品や他の輸送手段と比較し航空貨物輸送の優位性が確立されていない商品について検討し、選定を行う。

イ 積載空港、輸送機材、仕向地、輸送方法の検討

上記アで選定された商品について、積載空港や輸送機材、ルート、仕向地を選定し、これに適した輸送方法（梱包や保冷の方法等）について検討する。

ウ 航空機とトラック輸送の比較・検証

上記ア及びイの要件で商品を輸送する場合とトラック陸送の場合について、商品の出荷から仕向地への納品までのリードタイムやコスト、オペレーション等について比較を行い、事業効果の高い要件を選定する。

（2）実証輸送の実施

上記（1）で選定された要件により、以下のとおり実証輸送を実施する。

ア 道内地方空港から道外空港の輸送

以下の i か ii の一方、または双方を内容とする輸送とする。

- i 道内地方空港から、丘珠空港や新千歳空港に小型機により輸送後、丘珠空港や新千歳空港から道外空港に輸送する。なお、丘珠空港から新千歳空港の間はトラック等による輸送は可。
- ii 道内地方空港から、羽田空港等の道外空港に小型機により輸送する。

イ 品質の検証等

仕向地に到着した輸送商品について、貨物の状況を確認し、バイヤー等により商品の品質の検証を実施する。

(3) 実証輸送の検証、成果報告会の開催

- ・上記(2)の実証輸送に関して、課題の洗い出しと解決に資する方法等について検証を行う。
- ・生産者・荷主(サプライヤー)、物流事業者等の関係者を対象としたセミナーを開催する。物流の「2024年問題」や道内を取り巻く物流課題を踏まえた新たな輸送のあり方(航空貨物輸送)の利活用について訴求する。

(4) 報告書の作成

上記(1)から(3)までの実施結果を取りまとめ、報告書を作成する。

4 委託期間

契約締結日から令和7年(2025年)1月24日(金)まで

5 予算上限額(消費税及び地方消費税相当額を含む)

7,241千円

6 業務上の留意事項

本事業における実証輸送の実施で得られた知見、技術により、同要件での航空貨物輸送が可能な限り実装されることを目途とする。

その他、業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本とし、道と受託者が協議して決定する。